

22-06-002
283-00-A

大規模小売業者との取引に関する納入業者に対する 実態調査報告書

平成18年12月

公正取引委員会事務総局

目 次

第1	調査の趣旨・調査方法	1
1	調査の趣旨	1
2	調査対象事業者及び調査方法	1
3	調査対象行為類型	2
4	調査実施期間	2
第2	告示の概要	3
1	適用対象となる事業者及び取引	3
2	禁止される大規模小売業者の行為	3
第3	大規模小売業者との取引に関する納入業者に対する調査結果の概要	4
1	全般の状況	4
2	不当な経済上の利益の収受等	10
3	不当な返品	13
4	納入業者の従業員等の不当使用等	15
5	不当な値引き	19
6	押し付け販売等	21
7	特別注文品の受領拒否	23
8	特売商品等の買ったたき	24
9	不当な委託販売取引	26
10	要求拒否の場合の不利益な取扱い	27
第4	公正取引委員会の対応	29
資料1	書面調査に回答した納入業者の概要	30
1	納入業者の業種と資本金、従業員、売上高規模	30
2	納入業者の取扱商品と主力取扱商品	31
3	納入業者が取引している大規模小売業者数	32
4	取引高第1位の大規模小売業者に対する取引依存度	33
資料2	行為類型別の調査結果	35
1	不当な経済上の利益の収受等	35
(1)	不当な経済上の利益の収受等に関する告示の考え方	35
(2)	不当な経済上の利益の収受等の実態	35
ア	不当な経済上の利益の提供要請の有無	35
イ	平成17年11月以降の状況の変化	37
ウ	不当な経済上の利益の提供要請の内容	38
エ	要請に係る経済上の利益提供の負担条件の明確化の状況	39
オ	物流センター使用料の算出根拠の明確化の状況	41

カ	物流センター使用料の負担に対する意識	4 2
(3)	告示上問題となるおそれのある具体的事例	4 2
2	不当な返品	4 3
(1)	不当な返品に関する告示の考え方	4 3
(2)	不当な返品の実態	4 3
ア	不当な返品の有無	4 3
イ	平成17年11月以降の状況の変化	4 5
ウ	不当な返品の内容	4 6
エ	返品条件の明確化及び遵守の状況	4 8
(3)	告示上問題となるおそれのある具体的事例	5 0
3	納入業者の従業員等の不当使用等	5 1
(1)	納入業者の従業員等の不当使用等に関する告示の考え方	5 1
(2)	納入業者の従業員等の不当使用等の実態	5 1
ア	不当な従業員等の派遣要請の有無	5 1
イ	平成17年11月以降の状況の変化	5 3
ウ	不当な従業員等の派遣要請の内容	5 4
エ	従業員等の派遣条件の明確化及び遵守の状況	5 6
オ	平成17年11月以降の取引先小売業者が負担する従業員等の 派遣費用の額の変化	5 8
(3)	告示上問題となるおそれのある具体的事例	5 9
4	不当な値引き	5 9
(1)	不当な値引きに関する告示の考え方	5 9
(2)	不当な値引きの実態	6 0
ア	不当な値引き要請の有無	6 0
イ	平成17年11月以降の状況の変化	6 1
ウ	不当な値引き要請の内容	6 2
(3)	告示上問題となるおそれのある具体的事例	6 3
5	押し付け販売等	6 4
(1)	押し付け販売等に関する告示の考え方	6 4
(2)	押し付け販売等の実態	6 4
ア	不当な購入要請の有無	6 4
イ	平成17年11月以降の状況の変化	6 5
ウ	不当な購入要請の内容	6 6
(3)	告示上問題となるおそれのある具体的事例	6 7
6	特別注文品の受領拒否	6 8
(1)	特別注文品の受領拒否に関する告示の考え方	6 8
(2)	特別注文品の受領拒否の実態	6 8
ア	不当な受領拒否の有無	6 8
イ	平成17年11月以降の状況の変化	7 0
ウ	不当な受領拒否の内容	7 1

(3) 告示上問題となるおそれのある具体的事例	7 2
7 特売商品等の買ったたき	7 2
(1) 特売商品等の買ったたきに関する告示の考え方	7 2
(2) 特売商品等の買ったたきの実態	7 2
ア 低価格納入要請に関する協議の有無	7 2
イ 平成17年11月以降の状況の変化	7 4
ウ 低価格納入に係る価格差の状況	7 5
(3) 告示上問題となるおそれのある具体的事例	7 5
8 不当な委託販売取引	7 6
(1) 不当な委託販売取引に関する告示の考え方	7 6
(2) 不当な委託販売取引の実態	7 6
ア 不当な委託販売取引の有無	7 6
イ 平成17年11月以降の状況の変化	7 7
(3) 告示上問題となるおそれのある具体的事例	7 8
9 要求拒否の場合の不利益な取扱い	7 8
(1) 要求拒否の場合の不利益な取扱いに関する告示の考え方	7 8
(2) 要求拒否の場合の不利益な取扱いの実態	7 8
ア 不当な行為又はその要請があったときの対処の状況	7 8
イ 不当な要請を断ったことを理由とする不利益な取扱いの状況	8 0
ウ 不当な要請を断ったことを理由とする不利益な取扱いの内容	8 1
エ 不当な要請に応じている理由	8 2
(3) 告示上問題となるおそれのある具体的事例	8 3
資料3 前回の調査結果の概要	8 4
資料4 大規模小売業者による優越的地位の濫用事件一覧	8 6
参考1 大規模小売業者による納入業者との取引における特定の不公正な取引方法 (平成17年5月13日公正取引委員会告示第11号)	9 2
参考2 「大規模小売業者による納入業者との取引における特定の不公正な取引方法」 の運用基準(平成17年6月29日公正取引委員会事務総長通達第9号)	9 5

第1 調査の趣旨・調査方法

1 調査の趣旨

自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与える行為（優越的地位の濫用）は、自己と競争者間及び相手方とその競争者間の公正な競争を阻害するおそれのあるものであり、不公正な取引方法の一つとして禁止されている。中でも、百貨店、スーパー、ホームセンター、専門量販店、コンビニエンスストア本部等の大規模小売業者による納入業者（当該大規模小売業者に商品を納入している事業者をいう。以下同じ。）に対する優越的地位の濫用行為については、その性格上、取引先納入業者からの積極的な情報提供が期待しにくいことを踏まえ、公正取引委員会では、従来から、積極的に実態調査を実施してきたところである。

また、公正取引委員会では、これらの大規模小売業者による納入業者に対する優越的地位の濫用行為を効果的に規制する観点から、「百貨店業における特定の不公正な取引方法」(昭和29年公正取引委員会告示第7号)を見直すこととし、その一環として、大規模小売業者と納入業者との取引に関する実態調査を実施したところである（平成17年2月公表）。この調査結果を踏まえ、公正取引委員会では、平成17年5月、独占禁止法第2条第9項の規定に基づき、「大規模小売業者による納入業者との取引における特定の不公正な取引方法」（平成17年5月13日公正取引委員会告示第11号。以下「告示」という。）を指定し、告示は同年11月1日に施行された。

今般、告示が施行されて一定の期間が経過したことを踏まえ、公正取引委員会では、告示施行後の大規模小売業者による納入業者との取引について、告示で示された行為類型を中心に、その実態を把握し、また、告示上の問題が認められる場合には、関係事業者及び関係事業者団体に対し当該問題点を指摘するとともに、所要の改善措置を採るよう求めることを目的として、今回の調査を実施したものである。

2 調査対象事業者及び調査方法

(1) 書面調査

大規模小売業者と取引がある納入業者6,000社を対象に書面調査を実施した。調査票の発送数及び回答状況は以下のとおりである。

調査対象事業者	発送数	回答数	回答率
納入業者	6,000社	1,558社	26.0% (1,558/6,000社)

(注1) 書面調査においては、大規模小売業者を、①百貨店、②総合スーパー、③食品スーパー、④ホームセンター、⑤専門量販店、⑥コンビニエンスストア(以下「CVS」という。)、⑦ディスカウントストア、⑧ドラッグストア、⑨通販業者及び⑩その他の大規模小売業者(生協、農協等)に

区分している。

(注2) 納入業者は、①衣料品・繊維製品、②食料品・飲料、③酒類、④トイレットペーパー・化粧品・医薬品、⑤家庭用電気製品、⑥家庭用品・その他の商品のいずれかを取り扱っている事業者の中から無作為に抽出した。

また、書面調査の設問項目によっては、取引先の大規模小売業者の業態ごとに回答を求め、その合計を全体の回答数としているため、全体の有効回答数が書面調査に回答した納入業者数を上回るものとなっている。

(2) ヒアリング調査

書面調査に回答した納入業者のうち、約30社を対象として実施した。

3 調査対象行為類型

- ・ 不当な経済上の利益の収受等
- ・ 不当な返品
- ・ 納入業者の従業員等の不当使用等
- ・ 不当な値引き
- ・ 押し付け販売等
- ・ 特別注文品の受領拒否
- ・ 特売商品等の買ったたき
- ・ 不当な委託販売取引
- ・ 要求拒否の場合の不利益な取扱い

4 調査実施期間

平成18年6月～平成18年11月

(書面調査の対象期間は、告示が施行された平成17年11月以降である。)

第2 告示の概要

1 適用対象となる事業者及び取引

(1) 告示の適用対象となる事業者及び取引は、次のとおりである。



2 禁止される大規模小売業者の行為

告示で禁止される大規模小売業者の行為は、次のとおりである。

- ① 不当な返品(第1項)
- ② 不当な値引き(第2項)
- ③ 不当な委託販売取引(第3項)
- ④ 特売商品等の買ったたき(第4項)
- ⑤ 特別注文品の受領拒否(第5項)
- ⑥ 押し付け販売等(第6項)
- ⑦ 納入業者の従業員等の不当使用等(第7項)
- ⑧ 不当な経済上の利益の収受等(第8項)
- ⑨ 要求拒否の場合の不利益な取扱い(第9項)
- ⑩ 公正取引委員会への報告に対する不利益な取扱い(第10項)

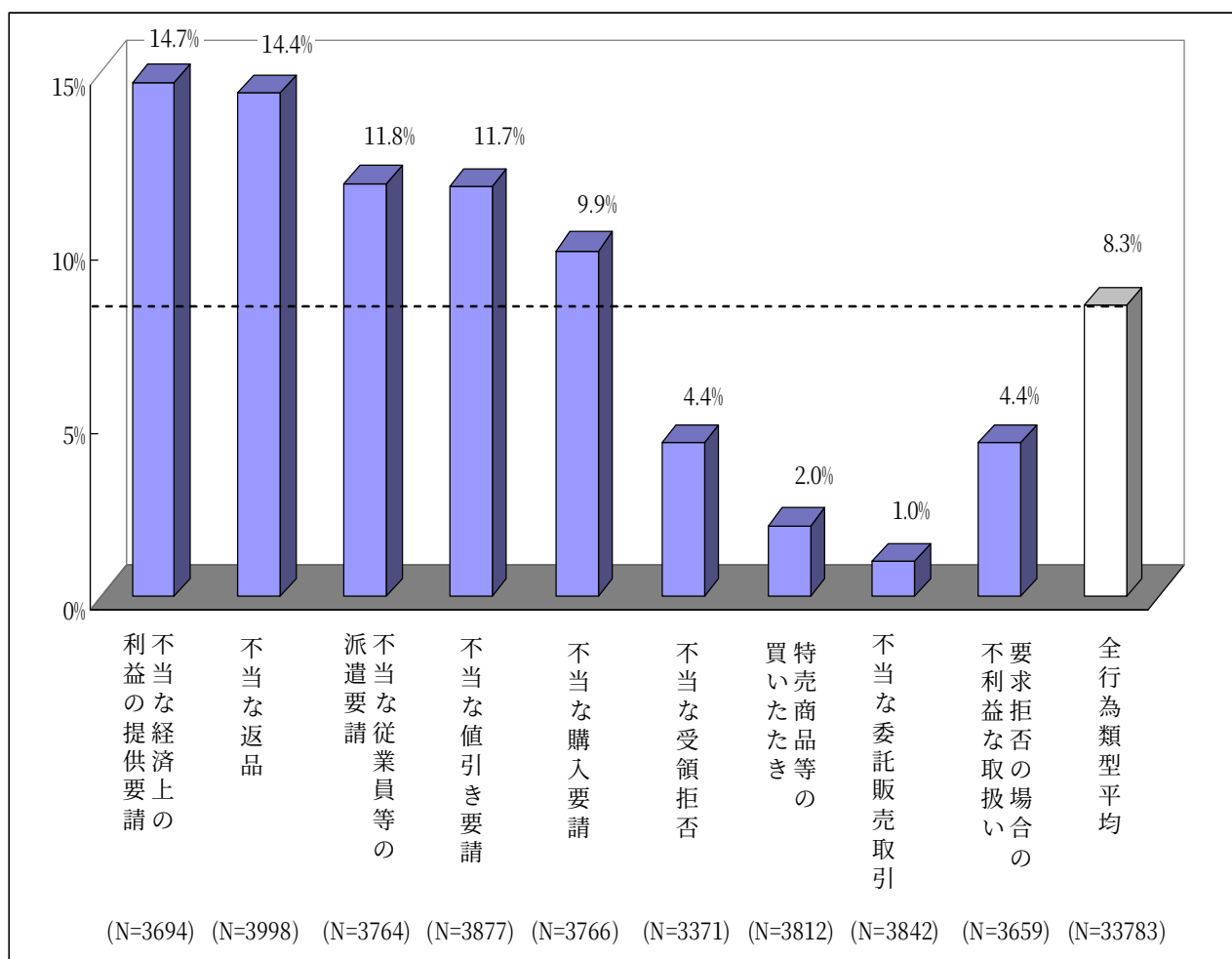
第3 大規模小売業者との取引に関する納入業者に対する調査結果の概要

調査結果の詳細は、資料2のとおりであるが、告示で規定されている各行為類型別にその概要をまとめると、以下のとおりである。

1 全般の状況

(1) 納入業者が、大規模小売業者から不当な行為又は要請を「受けたことがある」と回答したものについて、回答の多かった行為類型(注)をみると、多いものから順に、不当な経済上の利益の提供要請が14.7%、不当な返品が14.4%、不当な従業員等の派遣要請が11.8%となっている(図1)。

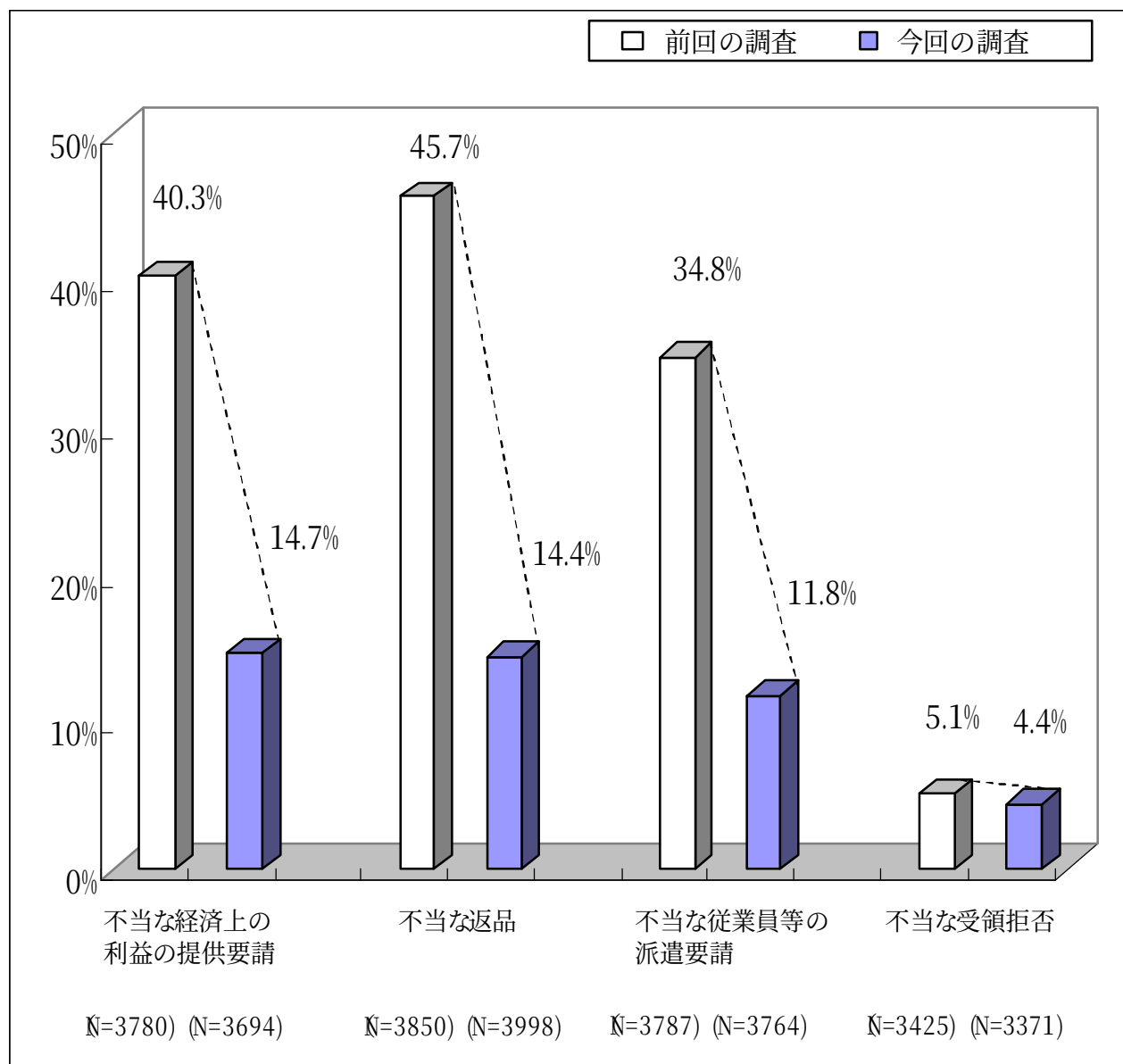
図1 不当な行為又は要請の状況(行為類型別)



注) 「特売商品等の買いたたき」とは、低価格納入の要請を受けた際に納入価格について「協議の機会是与えられなかった」とする回答、「不当な委託販売取引」とは、「不当な委託販売取引をさせられたことがある」とする回答である。また、「要求拒否の場合の不利益な取扱い」とは、不当な行為又は要請があったときに「断るようになっている」及び「告示を引き合いに出して断るようになっている」とする回答のうち「不当な要請を断ったことを理由として不利益な取扱いを受けたことがある」とする回答である。

(2) また、各行為類型のうち、不当な経済上の利益の提供要請、不当な返品、不当な従業員等の派遣要請及び不当な受領拒否について、平成17年2月に公表した前回の調査結果（注）と比較してみると、不当な経済上の利益の提供要請、不当な返品及び不当な従業員等の派遣要請については、それぞれ3分の1程度まで減少している。また、不当な受領拒否についても、若干減少している（図2）。

図2 不当な行為又は要請の状況（前回の調査との比較）



注) 「大規模小売業者と納入業者との取引に関する実態調査報告書」（平成17年2月2日公表）。同報告書は、平成15年10月から平成16年9月を対象期間とし、納入業者1,415社（回答率23.6%）からの書面回答を分析している。資料3「前回の調査結果の概要」参照。

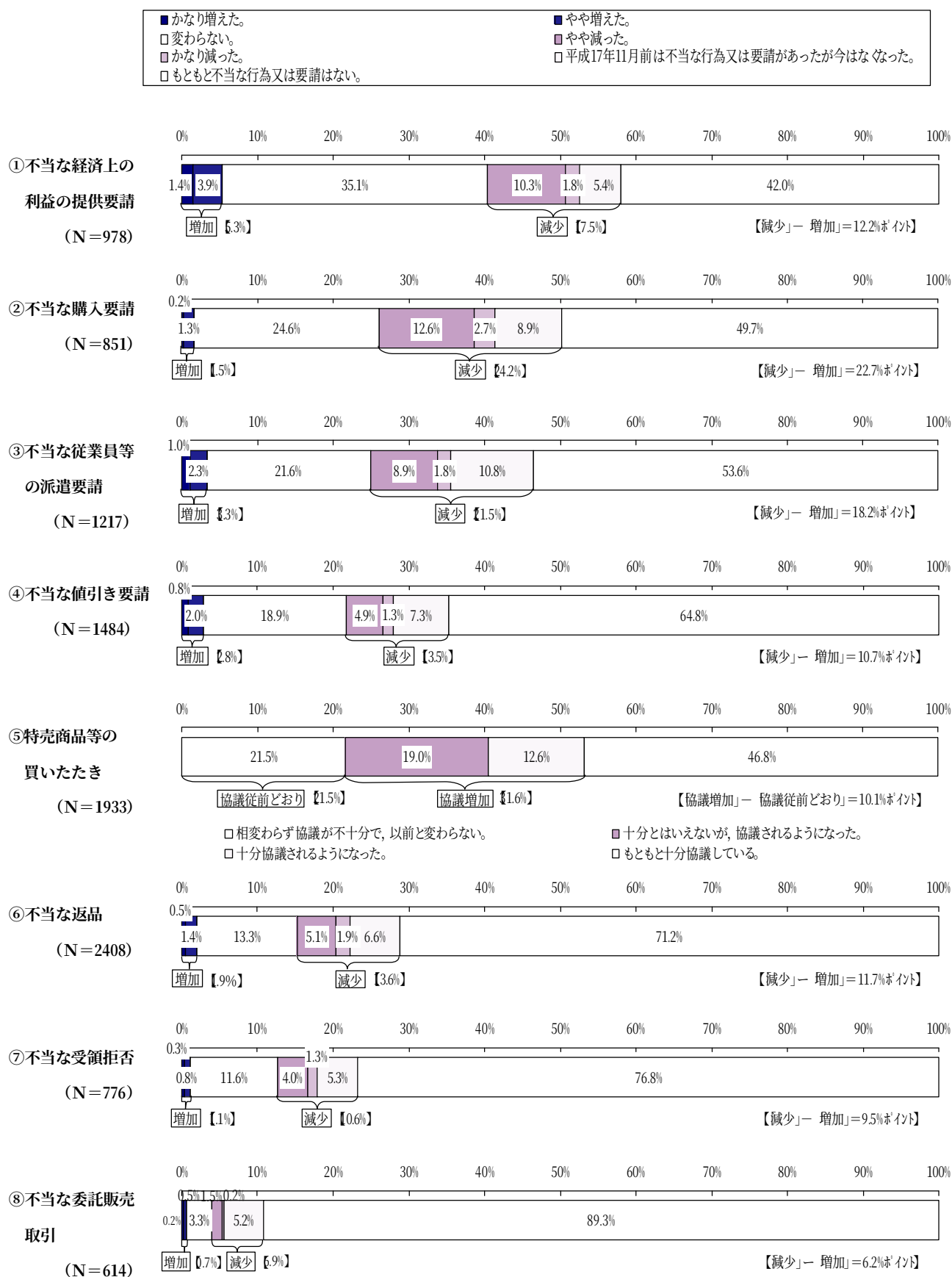
(3) 告示が施行された平成17年11月以降の取引において、(不当なものであるか否かに関わらず)大規模小売業者から納入業者に対して行われた種々の要請等を「受けたことがある」と回答した者に対し、平成17年11月前と比較して不当な要請等の状況・程度について、どのように変化したかを質問したところ、すべての行為類型について、不当な要請等が減少したとする回答数(注1)が、増加したとする回答数(注2)を上回っており、告示施行の効果が一定程度認められる(図3)。

他方で、「変わらない」とする回答も、不当な経済上の利益の提供要請が35.1%、不当な購入要請が24.6%、不当な従業員等の派遣要請が21.6%の順で多くみられる。

注1) 「特売商品等の買ったとき」とは、取引先大規模小売業者との協議状況の変化に関して「十分協議されるようになった」、「十分とはいえないが、協議されるようになった」とする回答である。

注2) 「特売商品等の買ったとき」とは、取引先大規模小売業者との協議状況の変化に関して「相変わらず協議が不十分で、以前と変わらない」とする回答である。

図3 不当な行為又は要請に関する状況の変化（平成17年11月前との比較）



(4) 各行為類型に関し、取引先大規模小売業者から「不当な行為又は要請を受けたことがある」とする納入業者の回答（注1）について、その取引先大規模小売業者の業態をみると、行為類型全般では、ホームセンター14.3%、ドラッグストア 12.8%、食品スーパー12.4%、ディスカウントストア 10.6%、専門量販店 9.7%、総合スーパー9.0%の順に多くなっている（図4）。

また、各行為類型のうち、ホームセンターがすべての行為類型において、食品スーパー、ディスカウントストア、専門量販店、総合スーパーがそれぞれ7類型、ドラッグストアが6類型において、全業態の平均値を上回っており（注2）、比較的低価格販売を志向する業態の大規模小売業者において、納入業者に対する不当な行為又は要請が行われることがより多いという傾向がうかがわれる（表1）。

図4 不当な行為又は要請の状況（業態別行為類型全般）

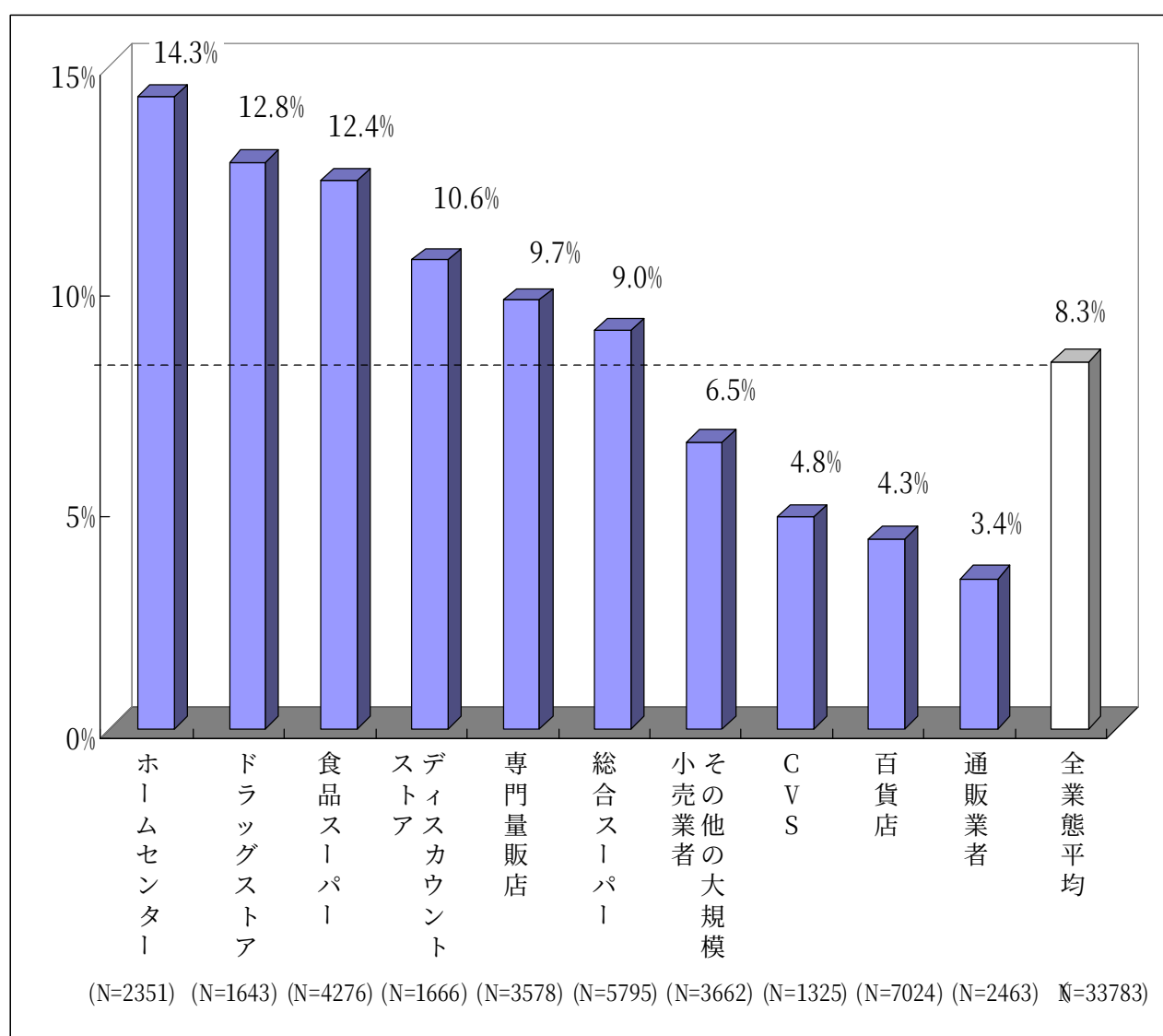


表1 不当な行為又は要請の状況（業態別・行為類型別）

業態 行為類型	ホーム センター (N=2351)	ドラッグ ストア (N=1643)	食品 スーパー (N=4276)	ディス カウント ストア (N=1666)	専門 量販店 (N=3578)	総合 スーパー (N=5795)	その他の 大規模 小売業者 (N=3662)	CVS (N=1325)	百貨店 (N=7024)	通販業者 (N=2463)	全業態 平均 (N=33783)
不当な経済上の 利益の提供要請 (N=3694)	29.2%	26.3%	23.6%	21.1%	16.6%	15.5%	11.3%	8.1%	5.1%	4.7%	14.7%
不当な返品 (N=3998)	25.6%	27.1%	16.8%	16.3%	18.8%	13.3%	11.6%	10.5%	8.5%	8.9%	14.4%
不当な従業員等の 派遣要請 (N=3764)	26.8%	24.2%	18.6%	18.2%	12.4%	12.6%	5.0%	2.8%	5.6%	1.2%	11.8%
不当な値引き要請 (N=3877)	20.2%	14.8%	16.7%	15.6%	15.6%	13.7%	10.5%	2.7%	5.5%	4.7%	11.7%
不当な購入要請 (N=3766)	10.2%	8.4%	18.7%	9.4%	7.8%	11.9%	8.6%	9.5%	7.5%	3.2%	9.9%
不当な受領拒否 (N=3371)	6.2%	3.7%	4.3%	4.8%	6.4%	6.6%	2.8%	4.5%	2.2%	4.2%	4.4%
特売商品等の 買ったとき (N=3812)	2.2%	3.7%	4.2%	2.6%	2.7%	2.2%	2.1%	0.7%	0.4%	0.4%	2.0%
不当な 委託販売取引 (N=3842)	1.9%	0.0%	0.9%	0.5%	0.7%	1.2%	1.4%	0.0%	1.2%	0.7%	1.0%
要求拒否の場合の 不利益な取扱い (N=3659)	6.2%	6.3%	6.5%	6.3%	5.4%	4.2%	4.3%	4.1%	1.8%	2.0%	4.4%
全行為類型平均 (注3) (N=33783)	14.3%	12.8%	12.4%	10.6%	9.7%	9.0%	6.5%	4.8%	4.3%	3.4%	8.3%

注1) 「特売商品等の買ったとき」とは、低価格納入の要請を受けた際に納入価格について「協議の機会是与えられなかった」とする回答、「不当な委託販売取引」とは、「不当な委託販売取引をさせられたことがある」とする回答である。また、「要求拒否の場合の不利益な取扱い」とは、不当な行為又は要請があったときに「断るようにしている」及び「告示を引き合いに出して断るようにしている」とする回答のうち「不当な要請を断ったことを理由として不利益な取扱いを受けたことがある」とする回答である。

注2) 上記表で網掛けされている数値は、各行為類型別にみた全業態の平均値を上回っている業態の数値を示している。

注3) 上記表中、「全行為類型平均」の欄の各業態の数値は、各行為類型の「不当な行為又は要請を受けたことがある」とする納入業者の回答数を業態別に合計したものを、各業態の有効回答数で除して求めた。

2 不当な経済上の利益の収受等

(1) 不当な経済上の利益提供要請の有無

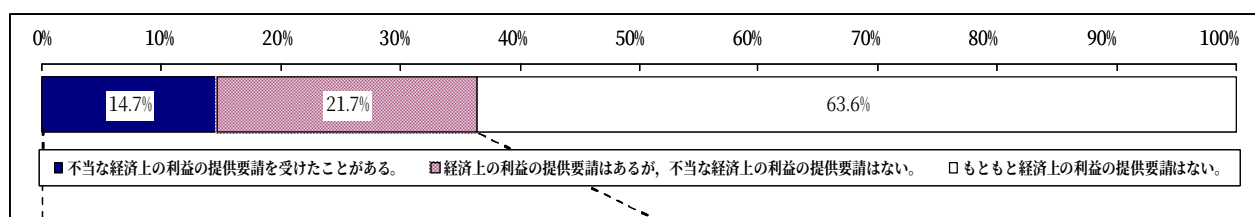
不当な経済上の利益の提供要請の有無についてみると、「不当な経済上の利益の提供要請を受けたことがある」と回答した者は14.7%となっている（図5）。

(2) 平成17年11月以降の状況の変化

告示が施行された平成17年11月以降の取引において何らかの経済上の利益の提供要請を「受けたことがある」と回答した者に対し、平成17年11月前と比較して不当な経済上の利益の提供要請の状況・程度についてどのように変化したかを質問したところ、「平成17年11月前は不当な経済上の利益の提供要請があったが今はなくなった」、「かなり減った」、「やや減った」と回答した者の合計は17.5%となっている（図6）。

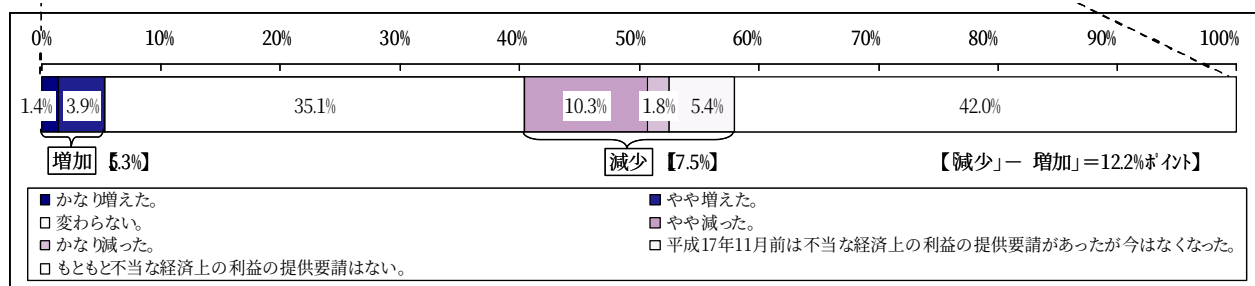
他方、「かなり増えた」、「やや増えた」と回答した者の合計は5.3%となっており、「変わらない」と回答した者は35.1%となっている。

図5 不当な経済上の利益の提供要請の有無



有効回答数：3694

図6 経済上の利益の提供要請に関する状況の変化(平成17年11月前との比較)



有効回答数：978

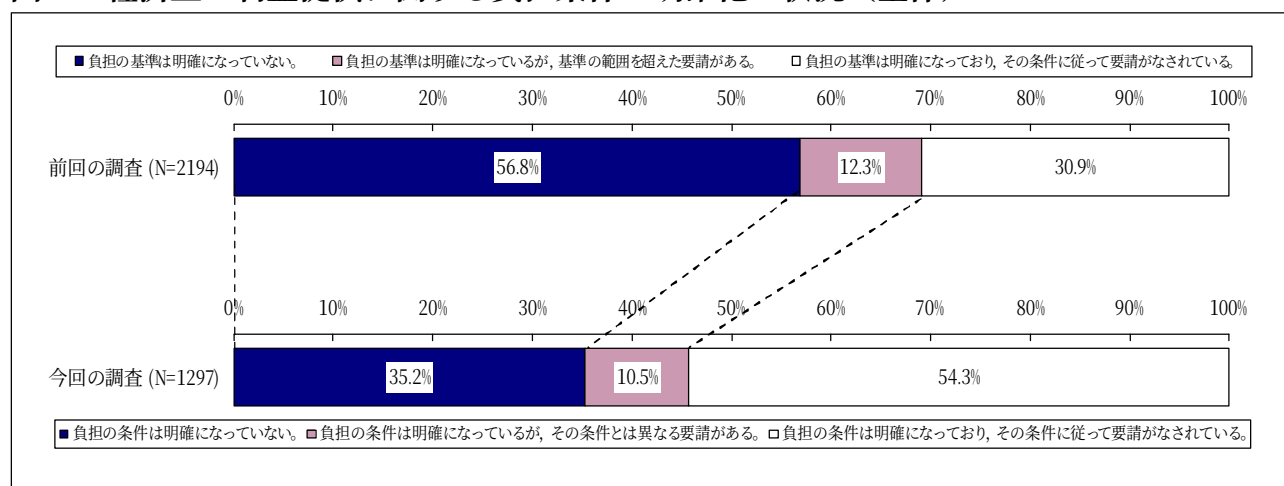
(3) 不当な経済上の利益の提供要請の内容

不当な経済上の利益の提供要請の具体的な内容については、「店舗の新規・改装オープンに際し、事前に協賛金の負担額、算出根拠、目的等について明確にすることなく、協賛金の負担を要請してきた」と回答した者が44.5%と最も多くなっている。

(4) 負担条件の明確化の状況

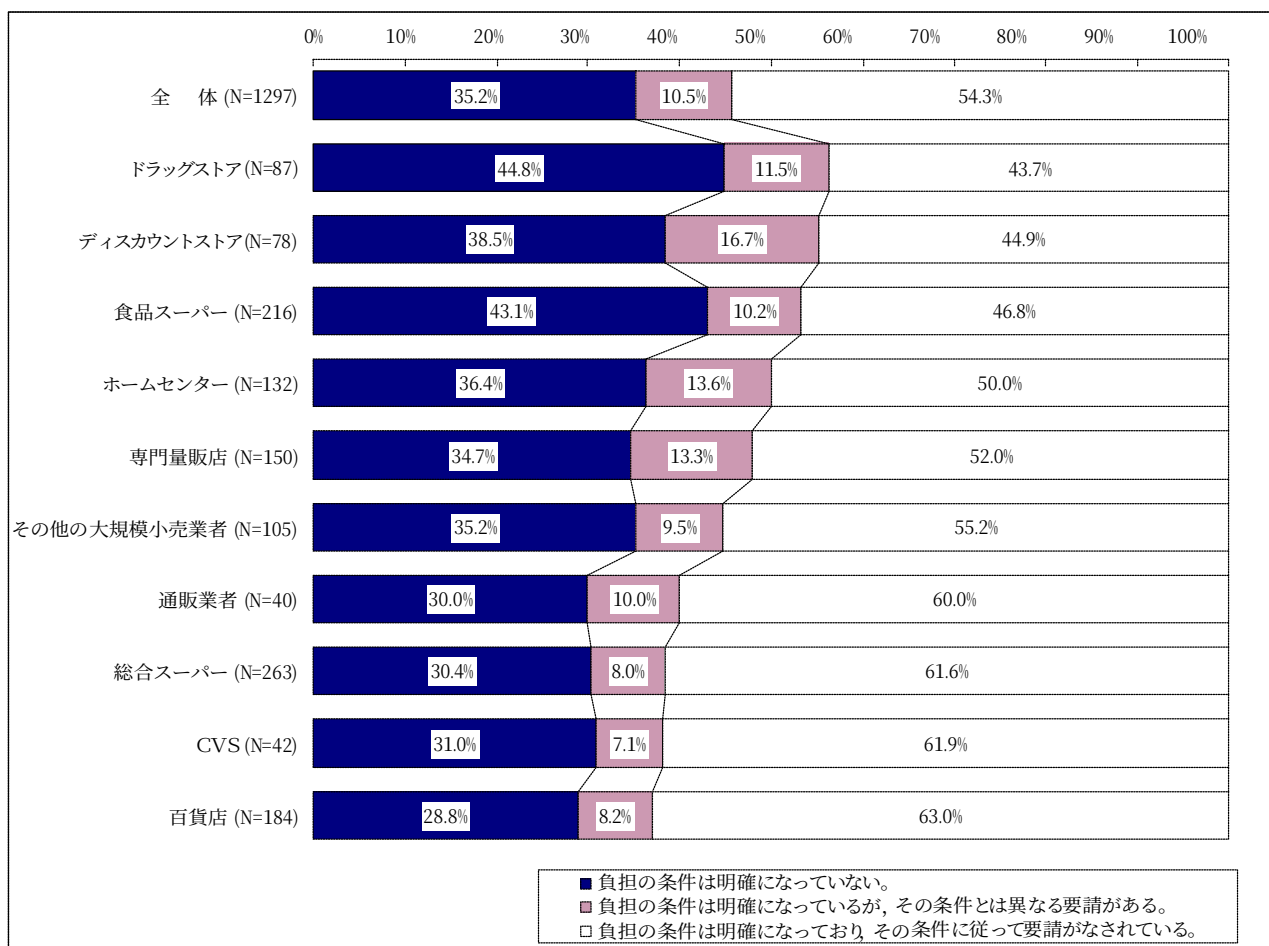
平成17年11月以降の取引において何らかの経済上の利益の提供要請を「受けたことがある」と回答した者に対し、負担の条件が明確になっているか否かについて質問したところ、「負担の条件は明確になっていない」と回答した者が35.2%、「負担の条件は明確になっているが、その条件と異なる要請がある」と回答した者が10.5%となっている(図7)。前回の調査結果において同様の回答をした者は、それぞれ56.8%及び12.3%となっており、告示施行前の状況と比較すれば、これらの回答をした者の割合は相当程度減少している。

図7 経済上の利益提供に関する負担条件の明確化の状況(全体)



また、今回の調査について、負担条件の明確化の状況を取引先大規模小売業者の業態別にみると、「負担の条件は明確になっていない」、「負担の条件は明確になっているが、その条件と異なる要請がある」と回答した者の合計は、ドラッグストアが56.3%と最も多く、一方、最も少ない百貨店でも37.0%となっている（図8）。

図8 経済上の利益提供に関する負担条件の明確化の状況（業態別）



(5) 物流センター使用料の算出根拠等

取引先大規模小売業者の物流センター（子会社等が運営しているものも含む。）の使用の有無及び使用料の算出根拠について質問したところ、「利用しているが、物流センター使用料の算出根拠が明らかになっていない」と回答した者が17.1%となっている。

また、取引先大規模小売業者の物流センターを「利用している」と回答した者に対し、物流センター使用料の負担についてどのように思うか質問したところ、「自社で直接配送する場合よりコストが高くなっていると思う」と回答した者が32.9%となっている。

(6) 告示上問題となるおそれのある具体的事例

今回の書面調査及びヒアリング調査の過程において、告示上問題となるおそれのある経済上の利益の提供要請の具体的事例として、次のようなものがみられた。

- 年末協賛金として一方的に納入代金から減額されていた。担当バイヤーに抗議したが受け入れてもらえなかった。（食品スーパー）
- リベートに関する覚書にない契約外のリベートを徴収された。（専門量販店）
- リベートの要請を断ったにもかかわらず、その断ったリベートの金額を何の連絡もなしに売上から相殺された。（専門量販店）

3 不当な返品

(1) 不当な返品の有無

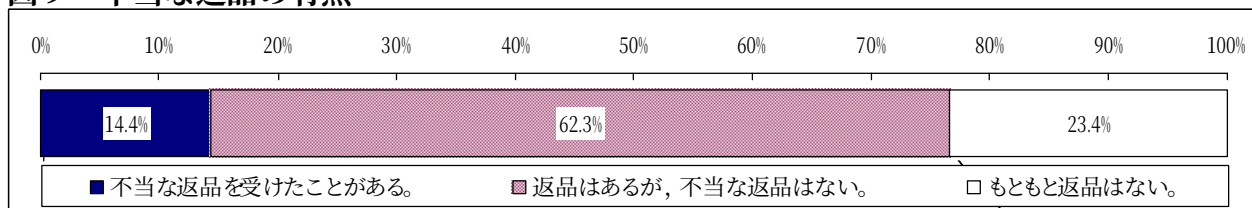
不当な返品の有無についてみると、「不当な返品を受けたことがある」と回答した者は14.4%となっている（図9）。

(2) 平成17年11月以降の状況の変化

告示が施行された平成17年11月以降の取引において、返品を「受けたことがある」と回答した者に対し、平成17年11月前と比較して不当な返品の状況・程度についてどのように変化したかを質問したところ、「平成17年11月前は不当な返品があったが今はなくなった」、「かなり減った」、「やや減った」と回答した者の合計は13.6%となっている（図10）。

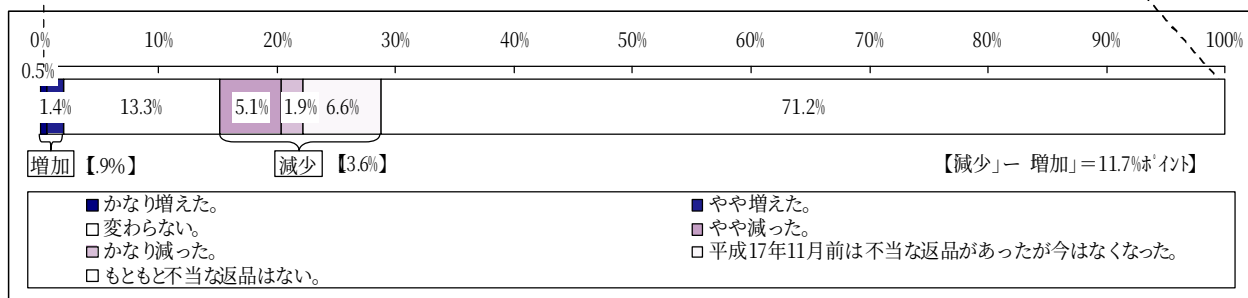
他方、「かなり増えた」、「やや増えた」と回答した者の合計は1.9%となっており、「変わらない」と回答した者は13.3%となっている。

図9 不当な返品の有無



有効回答数：3998

図10 返品に関する状況の変化（平成17年11月前との比較）



有効回答数：2408

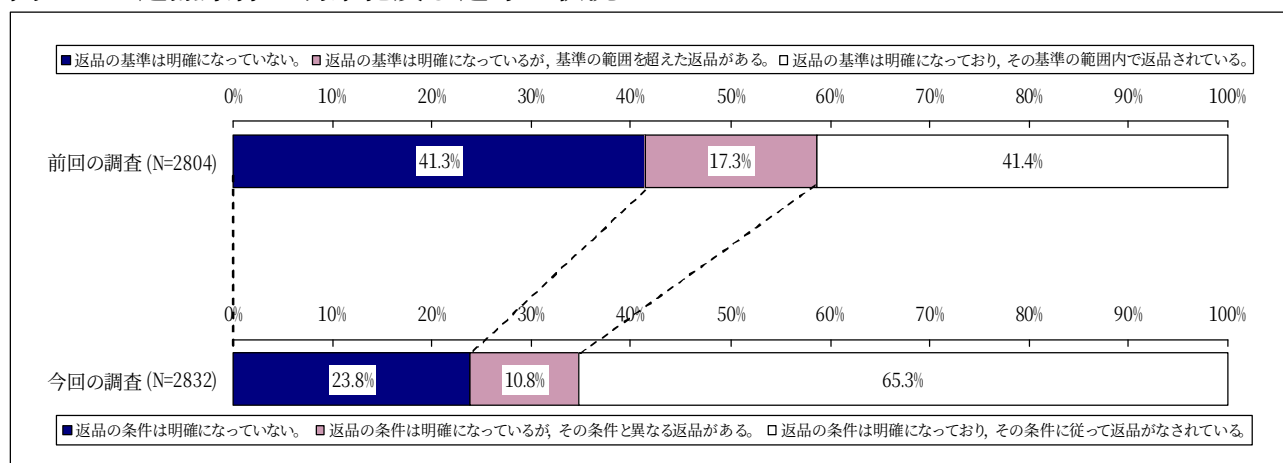
(3) 不当な返品の内容

不当な返品の内容については、「取引先小売業者の店舗又は売場の改装や棚替えに伴い不要となった商品を返品してきた」と回答した者が 58.5%と最も多くなっている。前回の調査結果でも「小売業者が独自の判断による店舗又は売場の改装や棚替えに伴い不要となった商品の返品がある」と回答した者が 62.3%と最も多くなっている。

(4) 返品条件の明確化及び遵守の状況

平成17年11月以降の取引において返品を「受けたことがある」と回答した者に対し、返品条件が明確になっているか否かについて質問したところ、「返品条件は明確になっていない」と回答した者が 23.8%、「返品条件は明確になっているが、その条件と異なる返品がある」と回答した者が 10.8%となっている（図11）。前回の調査結果において同様の回答をした者は、それぞれ 41.3%及び 17.3%となっており、告示施行前の状況と比較すれば、これらの回答をした者の割合は相当程度減少している。

図11 返品条件の明確化及び遵守の状況



(5) 告示上問題となるおそれのある具体的事例

今回の書面調査及びヒアリング調査の過程において、告示上問題となるおそれのある返品の実例として、次のようなものがみられた。

- 在庫調整を目的に、不良品でないものや箱がへこんでいるだけのものをいきなり自社の倉庫に送り返してきた。（ホームセンター）
- 店舗の全面改装で不要となった商品や消費期限の近づいたものを返品し、返品の際の運送コストも請求してきた。（ドラッグストア）
- 棚卸に際し、長期にわたって売れない商品や売場の裏に置いてある在庫商品を着払いで返品してきた。（専門量販店）

4 納入業者の従業員等の不当使用等

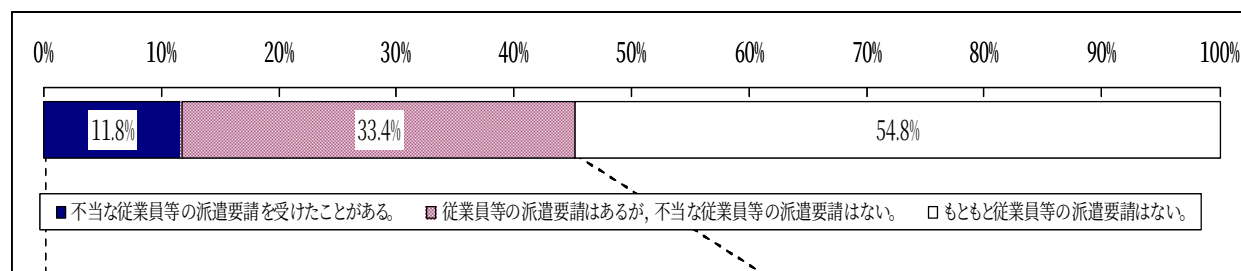
(1) 不当な従業員等の派遣要請の有無

不当な従業員等の派遣要請の有無についてみると、「不当な従業員等の派遣要請を受けたことがある」と回答した者は、11.8%となっている（図12）。

(2) 平成17年11月以降の状況の変化

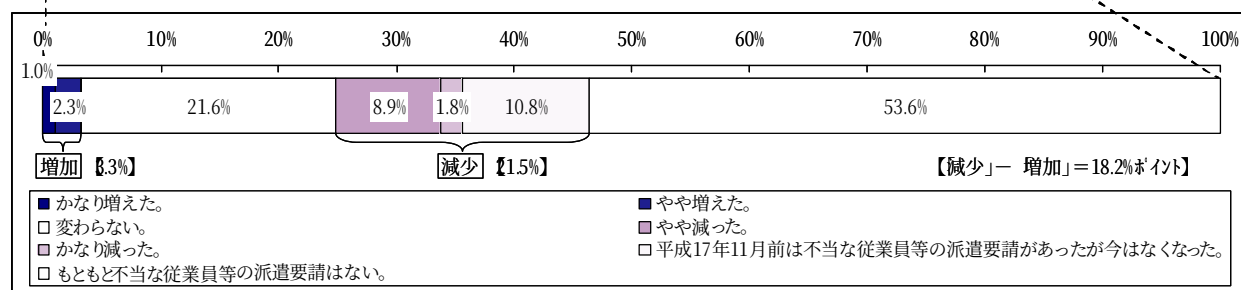
告示が施行された平成17年11月以降の取引において従業員等の派遣要請を「受けたことがある」と回答した者に対し、平成17年11月前と比較して不当な従業員等の派遣要請の状況・程度についてどのように変化したかを質問したところ、「平成17年11月前は不当な従業員等の派遣要請があったが今はなくなった」、「かなり減った」、「やや減った」と回答した者の合計は21.5%となっている（図13）。他方、「かなり増えた」、「やや増えた」と回答した者の合計は3.3%となっており、「変わらない」と回答した者は21.6%となっている。

図12 不当な従業員等の派遣要請の有無



有効回答数：3764

図13 従業員等の派遣要請に関する状況の変化（平成17年11月前との比較）



有効回答数：1217

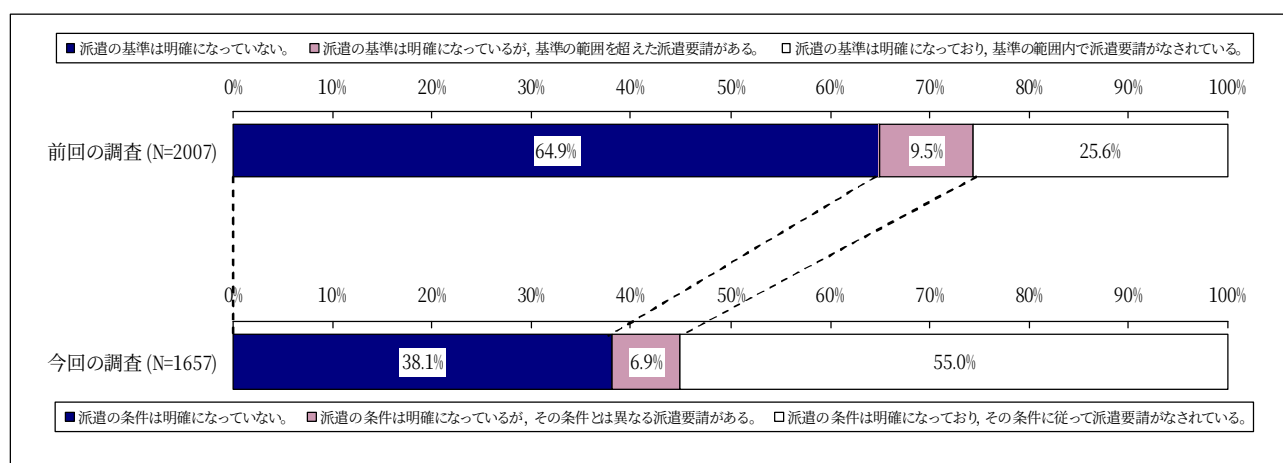
(3) 不当な従業員等の派遣要請の内容

不当な従業員等の派遣要請の具体的な内容については、「派遣費用を十分負担することなく棚卸・棚替え業務のため派遣要請があった」と回答した者が57.6%と最も多くなっている。

(4) 従業員等の派遣条件の明確化及び遵守の状況

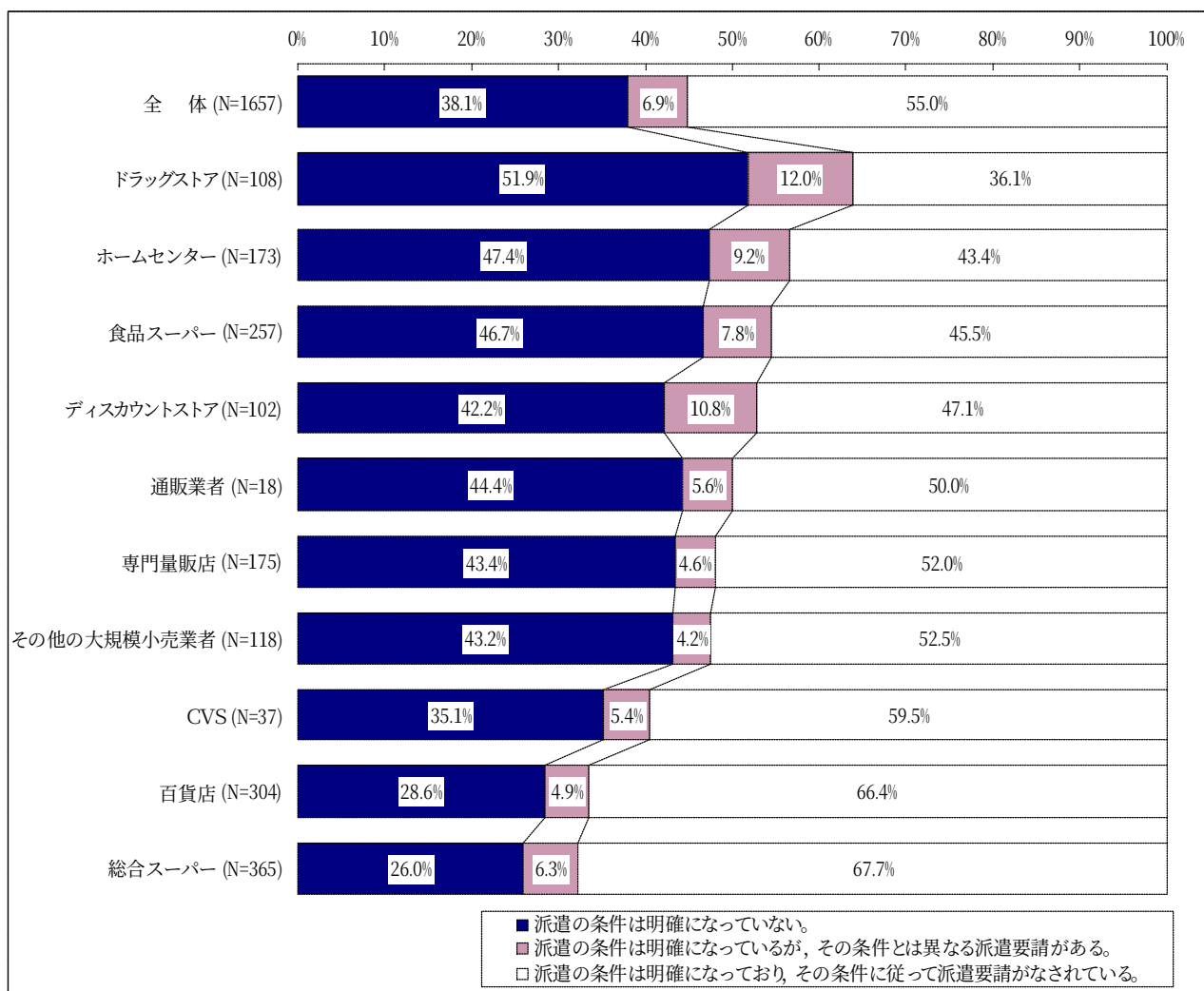
平成17年11月以降の取引において従業員等の派遣要請を「受けたことがある」と回答した者に対し、派遣の条件が明確になっているか否かについて質問したところ、「派遣の条件は明確になっていない」と回答した者が38.1%、「派遣の条件は明確になっているが、その条件とは異なる派遣要請がある」と回答した者が6.9%となっている(図14)。前回の調査結果において同様の回答をした者は、それぞれ64.9%及び9.5%となっており、告示施行前の状況と比較すれば、これらの回答をした者の割合は減少している。

図14 従業員等の派遣条件の明確化及び遵守の状況(全体)



また、今回の調査について、派遣条件の明確化の状況を取引先大規模小売業者の業態別にみると、「派遣の条件は明確になっていない」、「派遣の条件は明確になっているが、その条件とは異なる派遣要請がある」と回答した者の合計は、ドラッグストアが63.9%と最も多く、一方、最も少ない総合スーパーでも32.3%となっている(図15)。

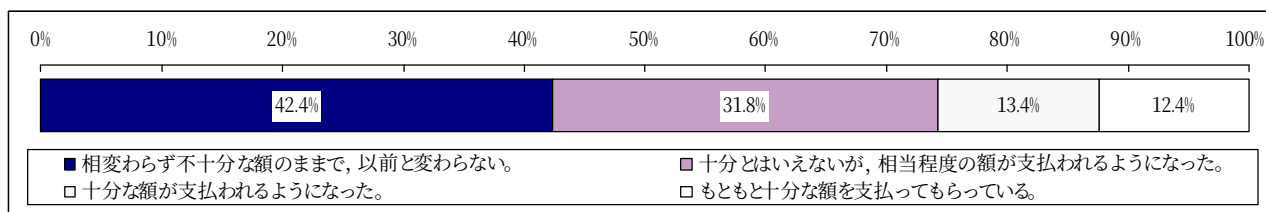
図15 従業員等の派遣条件の明確化及び遵守の状況（業態別）



(5) 派遣に要する費用負担の状況の変化

平成17年11月以降の取引において、従業員等の派遣要請を「受けたことがある」と回答した者に対し、取引先大規模小売業者が負担する従業員等の派遣費用の額について、平成17年11月前と比較してどのように変化したかを質問したところ、「相変わらず不十分な額のままで、以前と変わらない」と回答した者が42.4%となっている（図16）。

図16 取引先小売業者が負担する従業員等の派遣費用の額の変化（平成17年11月前との比較）



有効回答数：1168

(6) 告示上問題となるおそれのある具体的事例

今回の書面調査及びヒアリング調査の過程において、告示上問題となるおそれのある従業員等の派遣要請の具体的事例として、次のようなものがみられた。

- 全店改装の際に、すべての店に手伝いを出すように要求され、その際、人件費・交通費・宿泊費などの費用は一切支払われなかった。（ドラッグストア）
- 取引先大規模小売業者のブランド商品及び複数の納入業者に係る商品を販売する派遣人員、いわゆるプールマネキンの派遣費用について、事後に、各商品の販売額に応じて案分した割合で負担させられた。（専門量販店）
- 新店オープン・改装オープンに際し、従業員の派遣要請があり、取引先大規模小売業者との間で派遣費用を負担する旨同意書を交わしているにもかかわらず、取引先大規模小売業者は、その派遣費用を支払おうとしなかった。（食品スーパー）
- 売場改装・手直しなどの日時・場所を一方的に決められ、派遣に対する交通費・日当は支払われなかった。（ホームセンター）
- バイヤーに呼びつけられ駆けつけたら、商品の陳列作業を命じられ、その人件費等も一切支払われなかった。（ホームセンター）

5 不当な値引き

(1) 不当な値引き要請の有無

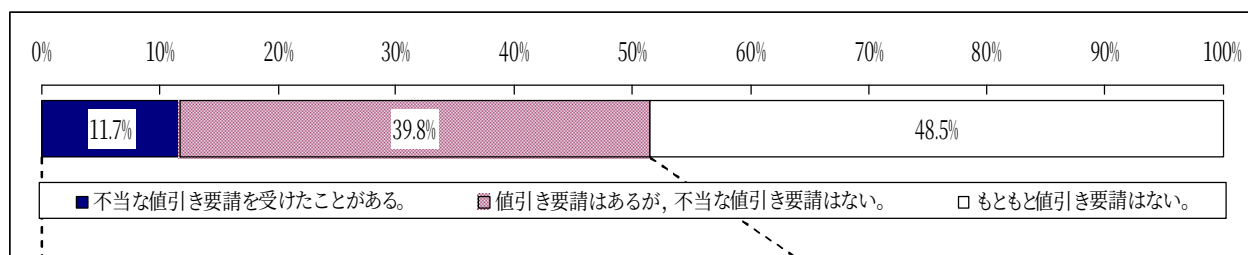
自社の責めに帰すべき理由がないにもかかわらず商品納入後に不当な値引き要請を受けたことがあるかを質問したところ、「不当な値引き要請を受けたことがある」と回答した者が11.7%となっている（図17）。

(2) 平成17年11月以降の状況の変化

告示が施行された平成17年11月以降の取引において、商品納入後の値引き要請を「受けたことがある」と回答した者に対し、平成17年11月前と比較して不当な値引き要請の状況・程度についてどのように変化したかを質問したところ、「平成17年11月前は不当な値引き要請があったが今はなくなった」、「かなり減った」、「やや減った」と回答した者の合計は13.5%となっている（図18）。

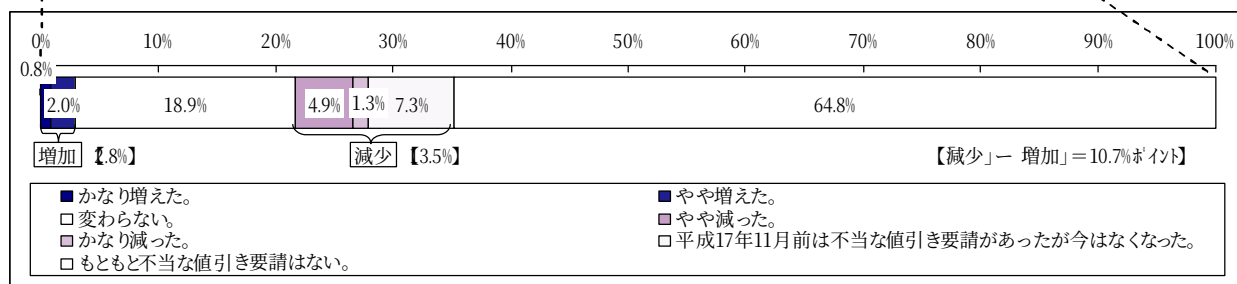
他方、「かなり増えた」、「やや増えた」と回答した者の合計は2.8%となっており、「変わらない」と回答した者は18.9%となっている。

図17 不当な値引き要請の有無



有効回答数：3877

図18 値引き要請に関する状況の変化（平成17年11月前との比較）

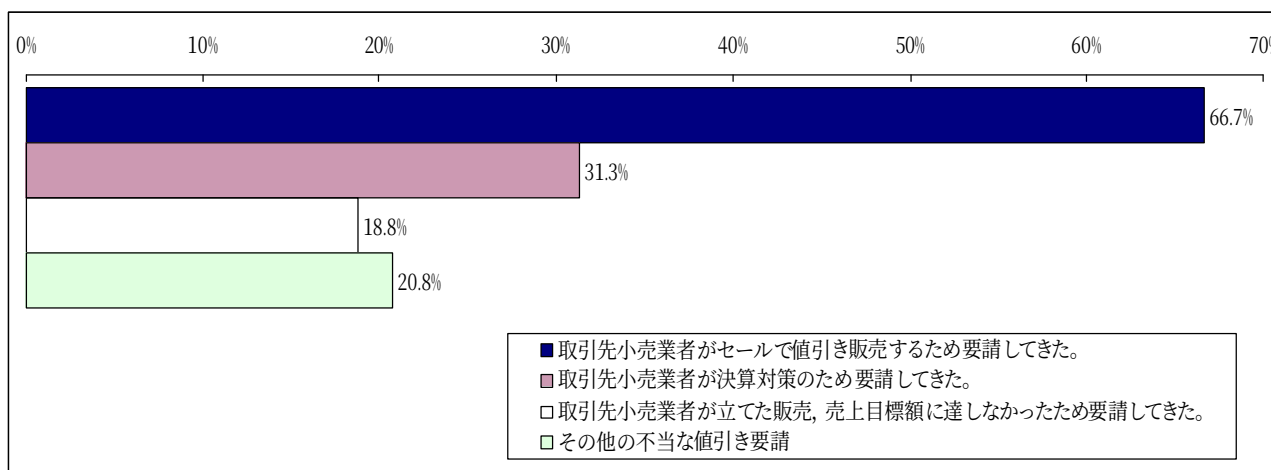


有効回答数：1484

(3) 不当な値引き要請の内容

商品納入後の不当な値引き要請の具体的な内容については、「取引先小売業者がセールで値引き販売するため要請してきた」と回答した者が 66.7%と最も多くなっている（図19）。

図19 不当な値引き要請の内容



有効回答数：453（複数回答あり）

(4) 告示上問題となるおそれのある具体的事例

今回の書面調査及びヒアリング調査の過程において、告示上問題となるおそれのある商品納入後の値引き要請の具体的事例として、次のようなものがみられた。

- 事前の通知もなく、返品伝票に単に「値引き」とだけ記入し、一方的に納入代金から一定額を差し引かれた。（ホームセンター，食品スーパー，専門量販店，総合スーパー）

6 押し付け販売等

(1) 不当な購入要請の有無

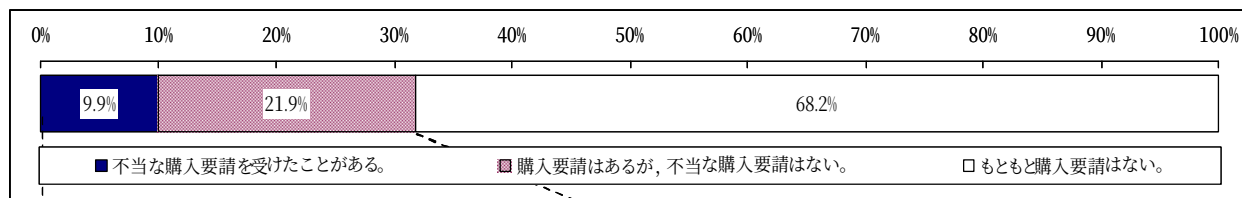
商品やサービスの不当な購入要請の有無についてみると、「不当な購入要請を受けたことがある」と回答した者は9.9%となっている（図20）。

(2) 平成17年11月以降の状況の変化

告示が施行された平成17年11月以降の取引において、商品やサービスの購入要請を「受けたことがある」と回答した者に対し、平成17年11月前と比較して不当な購入要請の状況・程度についてどのように変化したかを質問したところ、「平成17年11月前は不当な購入要請があったが今はなくなった」、「かなり減った」、「やや減った」と回答した者の合計は24.2%となっている（図21）。

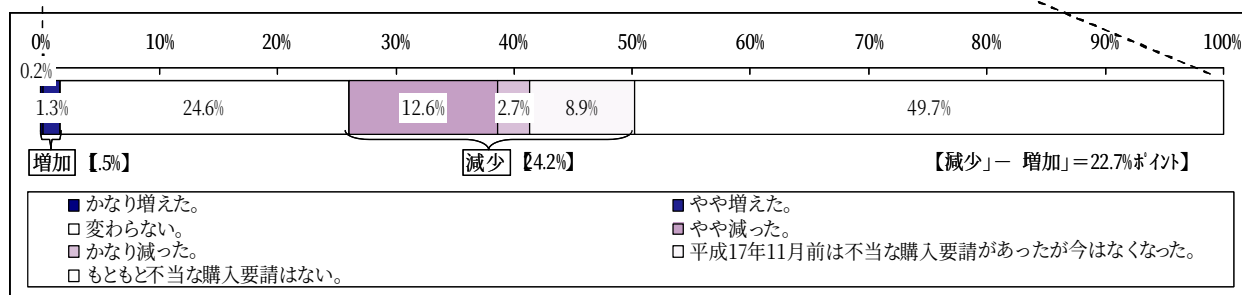
他方、「かなり増えた」、「やや増えた」と回答した者の合計は1.5%となっており、「変わらない」と回答した者は24.6%となっている。

図20 不当な購入要請の有無



有効回答数 3766

図21 購入要請に関する状況の変化（平成17年11月前との比較）

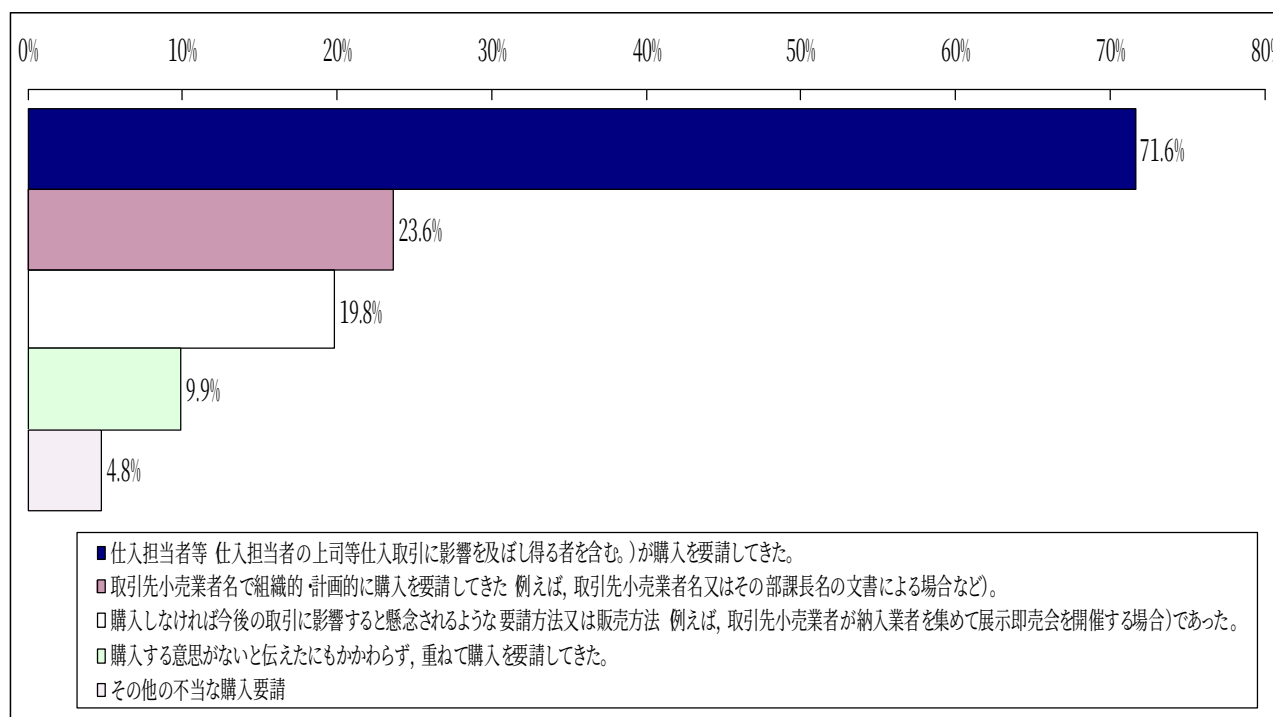


有効回答数：851

(3) 不当な購入要請の内容

商品やサービスの不当な購入要請の具体的な内容については、「仕入担当者等（仕入担当者の上等仕入取引に影響を及ぼし得る者を含む。）が購入を要請してきた」と回答した者が71.6%と最も多くなっている（図22）。

図22 不当な購入要請の内容



有効回答数：373（複数回答あり）

(4) 告示上問題となるおそれのある具体的事例

今回の書面調査及びヒアリング調査の過程において、告示上問題となるおそれのある商品やサービスの購入要請の具体的事例として、次のようなものがみられた。

- 紳士用イージーオーダーズーツを年数回強制的に買わされた。（総合スーパー）
- 年数回の催事に商品の購入を強制された。「買わないと取引をやめる」と担当部長に脅された。（総合スーパー）
- クリスマスケーキ、ギフト等のパンフレットを仕入れ担当者より渡され、購入を要請された。（ホームセンター）
- 仕入担当の幹部から、「決算に対して予算が達しないため」と紳士服の注文を依頼された。断ったところ、「十分分かっているが、取引上の付き合いで」と一定金額の購入ノルマを課された。（百貨店）

7 特別注文品の受領拒否

(1) 不当な受領拒否の有無

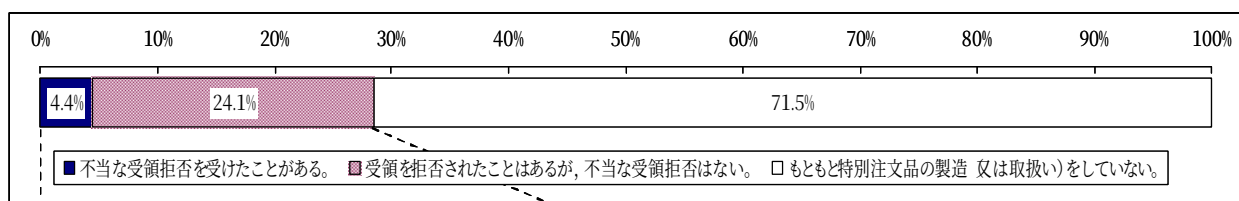
特別注文品の不当な受領拒否の有無についてみると、「不当な受領拒否を受けたことがある」と回答した者は4.4%となっている（図2 3）。

(2) 平成17年11月以降の状況の変化

告示が施行された平成17年11月以降の取引において、特別注文品の受領拒否を「受けたことがある」と回答した者に対し、平成17年11月前と比較して不当な受領拒否の状況・程度についてどのように変化したかを質問したところ、「平成17年11月前は不当な受領拒否があったが今はなくなった」、「かなり減った」、「やや減った」と回答した者の合計は10.6%となっている（図2 4）。

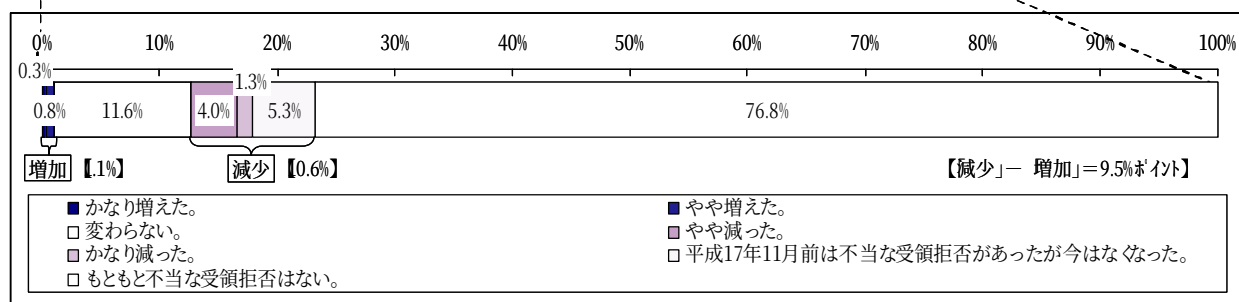
他方、「かなり増えた」、「やや増えた」と回答した者の合計は1.1%となっており、「変わらない」と回答した者は11.6%となっている。

図2 3 不当な受領拒否の有無



有効回答数 3371

図2 4 特別注文品の受領拒否に関する状況の変化（平成17年11月前との比較）



有効回答数 776

(3) 不当な受領拒否の内容

特別注文品の不当な受領拒否の具体的な内容については、「特別注文品の需要見通しが計画当初と異なったとして受領を拒否された」と回答した者が62.0%と最も多くなっている。

(4) 告示上問題となるおそれのある具体的事例

今回の書面調査及びヒアリング調査の過程において、告示上問題となるおそれのある特別注文品の受領拒否の具体的事例として、次のようなものがみられた。

- 取引先大規模小売業者からの指示に基づき製造した商品を納入しようとしたところ、取引先大規模小売業者の一方的都合で、受領を拒否された。契約どおり買い取ってもらうよう交渉したが、取引停止を示唆されたため、受け入れざるを得なかった。(総合スーパー)

8 特売商品等の買ったとき

(1) 低価格納入要請に係る協議の機会の有無

特売、創業祭等を理由とした低価格納入（従来の納入価格や一般の卸売価格より低い価格での納入）の要請を受けた際、納入価格について協議する機会が与えられたかどうかを質問したところ、「十分協議した」と回答した者は 31.0%となっている（図25）。

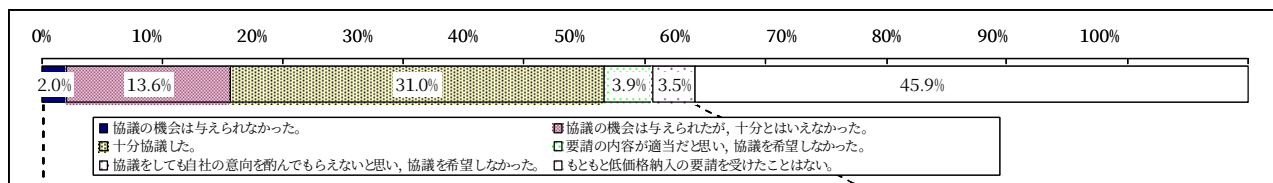
他方、「協議の機会は与えられなかった」と回答した者は 2.0%、「協議の機会は与えられたが、十分とはいえなかった」と回答した者は 13.6%となっている。

(2) 平成17年11月以降の状況の変化

告示が施行された平成17年11月以降の取引において、低価格納入の要請を「受けたことがある」と回答した者に対し、平成17年11月前と比較して取引先大規模小売業者との協議の状況についてどのように変化したかについて質問したところ、「十分協議されるようになった」、「十分とはいえないが、協議されるようになった」と回答した者の合計は 31.6%となっている（図26）。

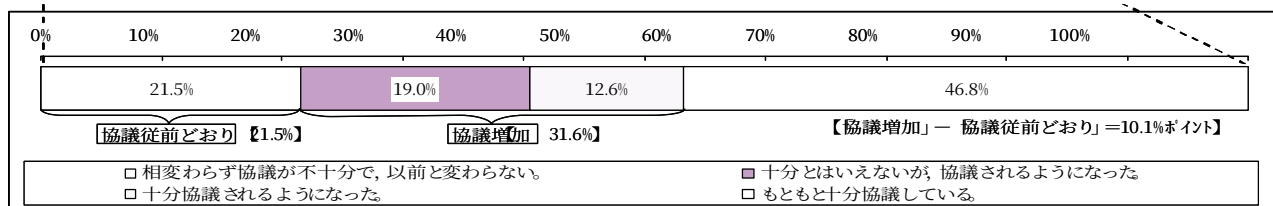
他方、「相変わらず協議が不十分で、以前と変わらない」と回答した者は 21.5%となっている。

図25 低価格納入要請に関する協議の機会の有無



有効回答数：3812

図26 低価格納入要請に関する協議の状況の変化（平成17年11月前との比較）

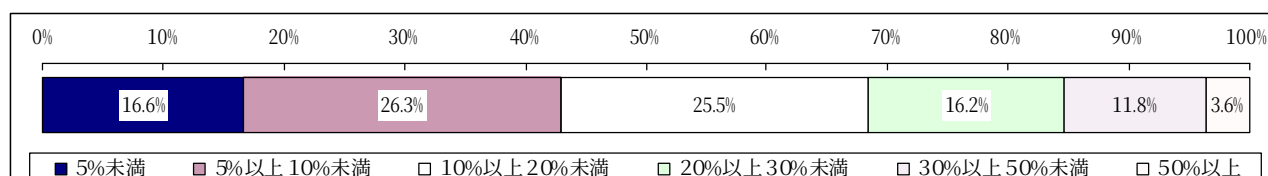


有効回答数：1933

(3) 低価格納入に係る価格差の状況

低価格納入の要請を「受けたことがある」と回答した者に対し、特売、創業祭等で販売する商品の納入価格が、通常の納入価格に比較してどの程度の価格差があるかを質問したところ、「5%以上10%未満」と回答した者が26.3%、「10%以上20%未満」と回答した者が25.5%、「5%未満」と回答した者が16.6%となっている(図27)。

図27 特売、創業祭等で販売する商品の納入価格と通常の納入価格との比較



有効回答数：1868

(4) 告示上問題となるおそれのある具体的事例

今回の書面調査及びヒアリング調査の過程において、告示上問題となるおそれのある低価格納入の要請の具体的事例として、次のようなものがみられた。

- セールを行うとして、協議の機会が与えられることなく、一方的に通常の納入価格の半値以下の価格が提示され、この金額で納入しないと取引しないと言われた。(ホームセンター)

9 不当な委託販売取引

(1) 不当な委託販売取引の有無

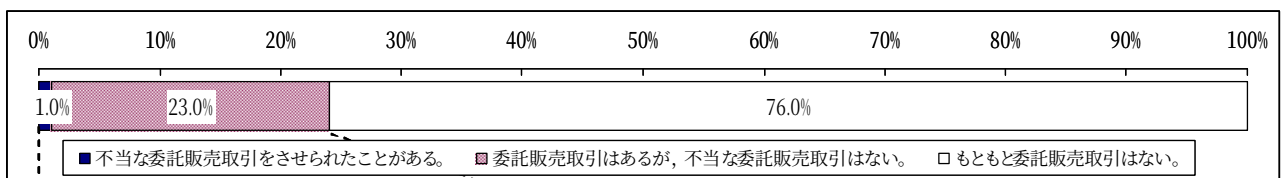
不当な委託販売取引の有無についてみると、「不当な委託販売取引をさせられたことがある」と回答した者は、わずか1.0%となっている(図28)。

(2) 平成17年11月以降の状況の変化

告示が施行された平成17年11月以降の取引において、委託販売取引が「ある」と回答した者に対し、平成17年11月前と比較して不当な委託販売取引の状況・程度についてどのように変化したかを質問したところ、「平成17年11月前は不当な委託販売取引があったが今はなくなった」、「かなり減った」、「やや減った」と回答した者の合計は6.9%となっている(図29)。

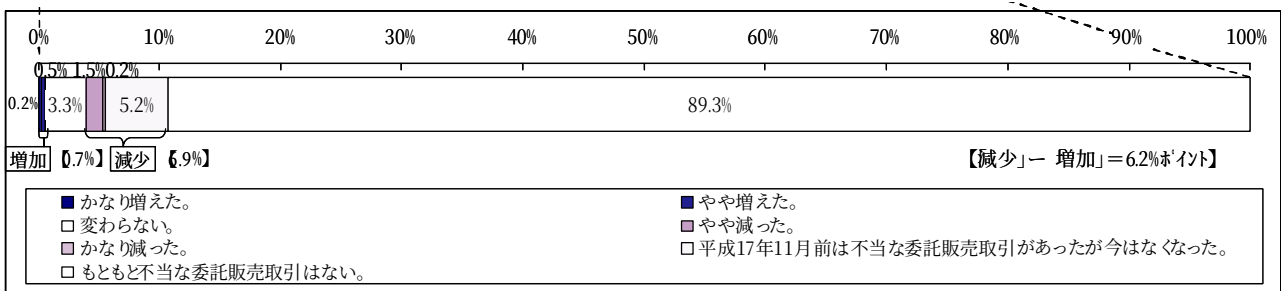
他方、「かなり増えた」、「やや増えた」と回答した者の合計は0.7%となっており、「変わらない」と回答した者は3.3%となっている。

図28 不当な委託販売取引の有無



有効回答数：3842

図29 不当な委託販売取引に関する状況の変化（平成17年11月前との比較）



有効回答数：614

(3) 告示上問題となるおそれのある具体的事例

今回の書面調査及びヒアリング調査の過程において、告示上問題となるおそれのある委託販売取引の具体的事例として、次のようなものがみられた。

- 買い取り仕入れと同等の粗利を要求され、これを断ろうとしたところ、他の納入業者に取引を変更すると示唆されたため、断れなかった。（食品スーパー）

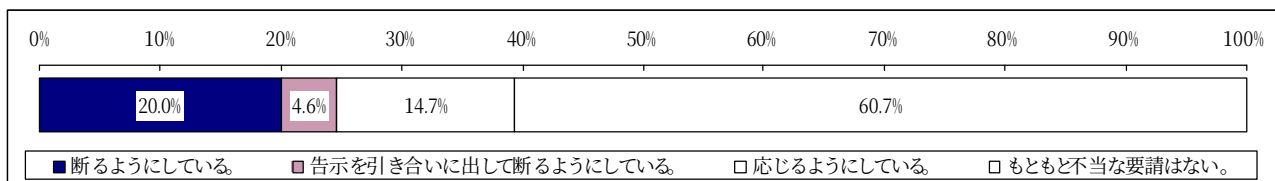
10 要求拒否の場合の不利益な取扱い

(1) 不当な行為又はその要請があったときの対処の状況

前記「2 不当な経済上の利益の収受等」から「9 不当な委託販売取引」までにおいて取り上げた各種の不当な行為又はその要請（以下この節において単に「不当な要請」という。）について、取引先大規模小売業者からこれらの不当な要請があった場合にどのように対処しているかを質問したところ、「断るようにしている」と回答した者が 20.0%、「告示を引き合いに出して断るようにしている」と回答した者が 4.6%となっている（図30）。

他方、「応じるようにしている」と回答した者は 14.7%となっている。

図30 不当な行為又はその要請があったときの対処の状況



有効回答数：3659

(2) 不当な要請を断ったことを理由とする不利益な取扱いの状況

取引先大規模小売業者から不当な要請があったときに、「断るようにしている」、「告示を引き合いに出して断るようにしている」と回答した者のうち、「不当な要請を断ったことを理由として不利益な取扱いを受けたことがある」と回答した者は 4.4%となっている。

さらに、「不当な要請を断ったことを理由とする不利益な取扱いを受けたことがある」と回答した者を対象に、その不利益な取扱いの具体的な内容を質問したところ、「取扱数量を減らされた」と回答した者が 73.8%と最も多くなっている。

(3) 不当な要請に応じている理由

取引先大規模小売業者から不当な要請があったときに、不当な要請に「応じるようにしている」と回答した者を対象に、その理由について質問したところ、「同業者も要請に応じており、対抗上やむを得ないと思ったため」と回答した者が 45.1%、「要請を断ると取引を停止されるなど不利益な取扱いを受けると思ったため」と回答した者が 32.6%、「断ろうとしたが、不利益な取扱いを示唆されたため」と回答した者が 10.7%となっている。

(4) 告示上問題となるおそれのある行為

今回の書面調査及びヒアリング調査の過程において、告示上問題となるおそれのある、要求拒否の場合の不利益な取扱いの具体的事例として、次のようなものがみられた。

- 年2回の催事を実施する際に、スーツ等の購入を要請され、これを断ったところ、あからさまに態度が変わり、当社取扱い商品の展示スペースを接客しにくい場所に移動させられた。(専門量販店)
- 商品の単品管理システムを導入するよう一方的に要請を受けたが、何のメリットもなく、コストがかかりすぎるため「応じられない」と断ったところ、取引を停止された。(その他の大規模小売業者)

第4 公正取引委員会の対応

- 1 公正取引委員会は、従来から、優越的地位の濫用行為について具体的な情報に接した場合には、事実を調査し、違反行為の排除に努めてきたところである（大規模小売業者等の優越的地位濫用事件の事例については資料4参照）。また、特に大規模小売業者による納入業者に対する優越的地位の濫用行為については、これまでも繰り返し実態調査を実施し、問題点を指摘するとともに、平成17年5月には、新たに告示も制定し、平成17年11月に施行したところである。
- 2 今回の調査の結果、不当な経済上の利益の收受等、不当な返品、納入業者の従業員等の不当使用等の行為類型については、前回調査時と比べ、一定程度の改善がみられており、公正取引委員会による取組が納入取引の公正化に一定の効果をもたらしたことがうかがえる。
- 3 一方、告示施行前と状況は変わらないと回答する者も相当程度みられ、また、業態別にみると、ホームセンター、ドラッグストア、食品スーパー、ディスカウントストア、専門量販店、総合スーパーなどの業態において、不当な行為が目立っている。そこで、当委員会では、今回の調査の過程において、告示上問題となるおそれのある行為を行っているとの指摘があった大規模小売業者に対しては、具体的な行為を指摘し、納入業者との取引において優越的地位の濫用行為がないか点検を求めるとともに、問題となるおそれのある行為については是正を要請した。
- 4 さらに、これらの指摘があった大規模小売業者以外にも、問題となるおそれのある行為を行っている大規模小売業者があると考えられることから、今回の調査結果を踏まえ、優越的地位の濫用行為が行われることのないよう、関係事業者団体に対して、改めて告示の内容を傘下会員に十分周知徹底するとともに、傘下会員の独占禁止法遵守体制について、制度面及び運用面において一層の改善が図られるよう、傘下会員への指導を要請した。
- 5 当委員会としては、上記のとおり業界における自主的な取組を求めるだけでなく、今後とも、問題が顕著にみられた業態の大規模小売業者及びそれらの行為類型を重点に、大規模小売業者と納入業者との取引実態の把握や違反行為の未然防止に努めるとともに、優越的地位の濫用行為等独占禁止法に違反する事実が認められた場合には厳正に対処するなど、中小事業者に不当に不利益を与える優越的地位の濫用行為等の不公正な取引に対して厳正・迅速に対処していくこととしている。